

PRTR法に関する対象物質の見直しの経緯と物質選定の考え方について

「PRTR法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（答申案）」（中央環境審議会環境保健部会 R2.7）より抜粋

資料4

1 平成11年度（法制定時）の物質選定の考え方

【定義】

第一種指定化学物質（354物質）

- ①人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある物質
- ②自然的作用による化学的变化で容易に生成する物質が①に該当
- ③オゾン層破壊物質
- ④①～③のいずれかに該当し、物理的・化学的性状、製造、輸入、使用等からみて、相当広範な地域の環境に継続して存すると認められる物質

特定第一種指定化学物質（12物質）

第一種指定化学物質のうち人に対する発がん性があると判断された物質

第二種指定化学物質（81物質）

上記の①～③のいずれかに該当し、物理的・化学的性状からみて、製造量、輸入量、使用量の増加等により、相当広範な地域の環境に継続して存することとなることを見込まれる物質

・有害性の判断

発がん性、変異原性、経口慢性毒性、吸入慢性毒性、感作性、作業環境許容濃度、生殖発生毒性、生体毒性など

・環境での継続的な存在の判断

一般環境中での検出状況または製造・輸入量

2 平成20年度見直しの物質選定の考え方

(1) 指定化学物質の選定基準

法制定時の基準を踏襲

第一種（462物質）

特定第一種（15物質）

第二種（100物質）

(2) 特定第一種指定化学物質

変異原性、生殖発生毒性の観点から判断されたものを追加

3 令和元年度見直しの物質選定の考え方

※赤字箇所が前回見直しからの変更点

(1) 物質選定を行う母集団

現行化管法対象物質、化審法等各種法令規制物質 等

(2) 選定基準

ア 有害性の観点

有害性の項目や選定基準は現行のものを引き続き採用

イ ばく露等の観点（一般環境中での検出状況）

現行の基準※やモニタリング情報は引き続き採用

〔※第一種：最近10年間で複数地域から検出 第二種：最近10年間で1地域から検出〕

ウ ばく露等の観点（イの検出状況以外）

製造輸入量から排出量等へ変更

①現行 第一種		届出排出量A、移動量B、届出外排出量C
現行 第一種 以外	②化審法用途のみ	化審法を基に算出した排出量推計値D
	③化審法以外用途有	引き続き製造輸入量E

	第一種	第二種
①	X 10t以上 又は B 100t以上	X 1t以上10t未満 又は B 10t以上100t未満
②	D 10t以上	D 1t以上10t未満
③	E 100t以上	E 1t以上100t未満

注)A+C=Xとする

エ 環境保全施策上必要な物質

次に該当する物質のうち、環境経由での人又は動植物に対する有害性情報のうち十分な信頼性を有するものが得られる物質

- ・環境基準設定物質
- ・水濁法排水基準設定物質
- ・水質要監視項目設定物質
- ・有害大気汚染物質の優先取組物質 等

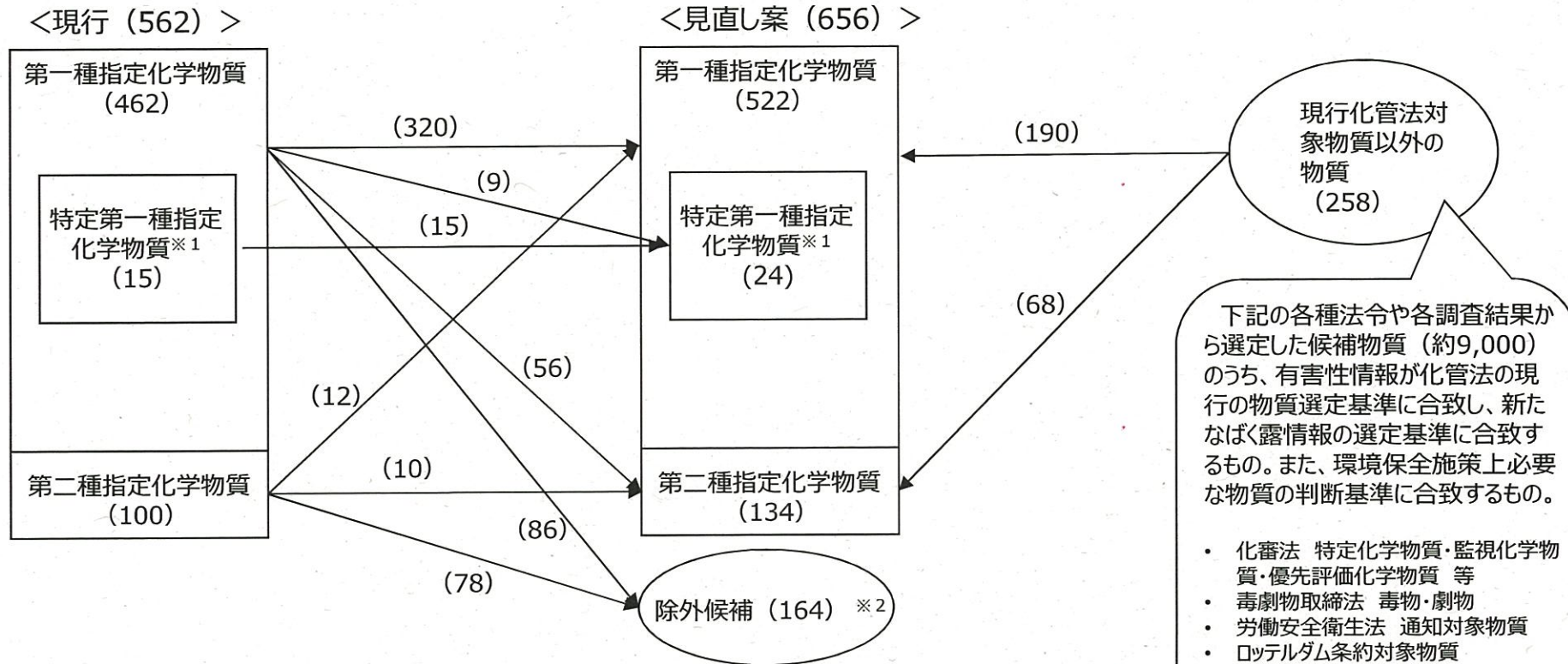
(3) 特定第一種指定化学物質

一定以上の生体毒性を有する化学物質のうち、難分解性、かつ高蓄積性があるものを追加

見直しによる化管法対象物質数の概況

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は656物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は24物質

(数字は物質数を示している)



- ※1：特一は、現行では「発がん性がクラス1 (13物質)」、「生殖毒性がクラス1 (2物質)」及び「変異原性がGHSクラス1A (該当なし)」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1 (7物質)」、「生殖毒性がクラス1 (鉛)」及び「生態影響からの指定 (有機スズ化合物のうち ビス(トリブチルスズ)=オキsid)」を対象としている。
- ※2：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、及びばく露が小さい (排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がないもの) を対象としている。